

茂原市高師市有地貸付に係る公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業理念	・公募の趣旨を理解した事業理念であるか	10 点
行政方針との合致	・提案の内容が茂原市総合計画第3編第2章の施策に資するものであり、市や地域にとって有益なものであるか	20 点
地域社会への提供価値と波及効果	・地域特性を活かした内容であるか	10 点
	・地域課題の解決や地域社会への貢献が期待できる内容であるか	10 点
	・地域住民との交流や連携に意欲的であるか	10 点
事業継続性	・事業計画や収支計画が十分に検討されており、実現性の高いものとなっているか	10 点
	・事業のスケジュールが実現可能なものか	10 点
	・事業を円滑に実施できる体制が構築されているか	10 点
小計①		90 点
価格要件 (最低貸付価格)	(提案価格/最高提案価格)×配点	10 点
小計②		10 点
合計(①+②)		100点

【採点基準】各項目について、以下の5段階で評価する。(価格要件を除く。)

優れている	10 点
やや優れている	8 点
普通	6 点
やや劣っている	4 点
劣っている	2 点

【提案内容の評価】

提案内容の評価は、各々の委員が審査基準に示す審査項目ごとに評価及び配点を行い、各委員の配点の平均点を評価点とします。なお、各審査項目の評価点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位以上を有効点とします。

応募者の提案内容の評価が配点(100点)の50%未満の場合は、当該応募者を優先交渉権者等として選定しません。また、過半数以上の委員が「劣っている」とした審査項目が一つでもある場合も、当該応募者を優先交渉権者等として選定しません。